

京都市文化会館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第62号）（文化市民局文化部文化課）

文化会館の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料					
		午 前		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ホー ル	日曜日、土 曜日及び 休日	円 41,000	円 46,000	円 54,000	円 60,000	円 62,000	円 69,000
	その他の 日	32,000	39,000	41,000	50,000	48,000	58,000
創 造 活 動 室	日曜日、土 曜日及び 休日	10,300	11,400	13,200	14,600	15,300	16,900
	その他の 日	7,900	9,500	10,300	12,400	11,700	14,100
リハーサル室（京 都市東部文化会 館を除く。）		2,000	2,400	2,600	3,200	3,000	3,600
第 1 会 議 室	京都市右 京ふれあ い文化会 館	800	1,000	1,000	1,200	1,100	1,400

	その他の文化会館	2,000	2,400	2,600	3,200	3,000	3,600
第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	800	1,000	1,000	1,200	1,100	1,400
	その他の文化会館	1,500	1,800	2,000	2,400	2,200	2,700
第3会議室		800	1,000	1,000	1,200	1,100	1,400
第4会議室（京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館のみ）		2,000	2,400	2,600	3,200	3,000	3,600
和室 A		900	1,100	1,300	1,600	1,400	1,700
和室 B	京都市北文化会館	900	1,100	1,300	1,600	1,400	1,700
	その他の文化会館	800	1,000	1,000	1,200	1,100	1,400
保育・休養室		700	900	900	1,100	1,000	1,200

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとさせていただきます。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第62号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

41,000 ^円	54,000 ^円	62,000 ^円
32,000	41,000	48,000
10,300	13,200	15,300
7,900	10,300	11,700
2,000	2,600	3,000
800	1,000	1,100
2,000	2,600	3,000
800	1,000	1,100
1,500	2,000	2,200
800	1,000	1,100
2,000	2,600	3,000
900	1,300	1,400
900	1,300	1,400
800	1,000	1,100
700	900	1,000

を

」

46,000円	60,000円	69,000円
39,000	50,000	58,000
11,400	14,600	16,900
9,500	12,400	14,100
2,400	3,200	3,600
1,000	1,200	1,400
2,400	3,200	3,600
1,000	1,200	1,400
1,800	2,400	2,700
1,000	1,200	1,400
2,400	3,200	3,600
1,100	1,600	1,700
1,100	1,600	1,700
1,000	1,200	1,400
900	1,100	1,200

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)